

# 鋸南町都市交流施設イベント広場屋根設置工事設計業務委託プロポーザル評価要領

本要領は、鋸南町都市交流施設イベント広場屋根設置工事設計業務委託に係る受託者を選定及び特定するに当たり、提案書等の評価について、必要な事項を定めるものとする。

## 第1 第一次審査

### 1 選定方法

- (1) 第一次審査による選定は、本要領に基づいて評価を行う。
- (2) 各評価項目は、「3 評価基準」により行う。
- (3) 各評価項目の合計点（210点満点）の結果をもって、鋸南町都市交流施設イベント広場屋根設置工事設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査によりプレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者を3～5者程度選定する。ただし、選定委員会の定める水準に満たない場合は、第二次審査の対象としないものとする。  
なお、上記の合計点が同点の場合は、「3 評価基準」の評価項目「課題についての提案」（以下「優先提案」という）の点数の優劣により選定する。また、優先提案の点数が同点の場合は、「3 評価基準」の評価項目「業務の実施方針」の点数の優劣により選定する。

## 2 技術提案の内容

### (1) 業務の実施方針

既存施設の現状を踏まえ、各課題に対する基本的な考え方や設計上、特に配慮する事項、業務の取組体制、設計チームの特徴、設計工程を含む事業全体のロードマップ等について記載すること。

### (2) 技術提案課題

以下の課題について記載すること。

#### 課題①：利用方法等に関する提案

全天候対応を可能とするイベント広場の空間づくりに関する提案

#### 課題②：敷地利用等に関する提案

既存施設や周囲の景観に配慮したデザインや利用しやすい敷地利用計画の提案

#### 課題③：建設コスト削減に関する提案

建設コスト（イニシャル・ライフサイクルコスト等）削減に関する提案

### (3) 技術提案作成上の留意事項

ア 提案は、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現にしてはならない。

ウ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等（コンピュータグラフィックによるものを含む。）を使用してはならない。

エ 提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

### 3 評価基準

提出された提案書等に基づき、評価項目について評価を行う。

評価項目	評価の着目点			配点	
	判断基準				
(A) 事務所の評価	ア 有資格者数	有資格者数を評価する。		6	
	イ 設計業務の実績	実績の件数（最大3件）を評価する。		6	
	ウ 受賞歴等	建築の受賞歴を評価する。		3	
(B) 配置予定技術者の資格及び技術力等	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を評価する。	管理技術者	4	
			主任技術者	総合	2
				構造	2
				設備	2
(C) 業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、実現性、独創性等を総合的に評価する。			45	
(D) 課題についての提案	課題に対して、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、役割や責任が明確となっている体制か等）、独創性（工学的知見に基づく独自性、新規性、アピール力、発信力等）を考慮して総合的に判断する。		課題①	45	
			課題②	45	
			課題③	45	
(E) 参考見積金額	提出された参考見積金額に対し、次の算式により評価する。 $\text{（最低提案価格）} \div \text{（提案価格）} \times 5\text{点}$			5	
計				210	

※有資格者数：複数の資格を有する者は、最も専門とする分野で計上すること。

#### (A) 事務所の評価

##### ア 有資格者数

事務所に所属する有資格者数について評価を行う。

有資格者数（人）	評価点
11～	6
6～10	4
～ 5	1

※有資格者数は、一級建築士（構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を含む）の有資格者数とする。

イ 設計業務の実績

過去10年間（平成28年4月1日以降）に、地方公共団体が発注した延床面積300㎡以上の建築物の新築又は増改築工事に係る設計業務の実績（件数）について評価を行う。

件数	評価点
3	6
2	4
1	1

ウ 受賞歴

建築の受賞歴（実績の有無及び件数）について評価を行う。

件数	評価点
3	3
～2	1

(B) 配置予定技術者の資格及び技術力等

ア 専門分野の技術者資格

配置技術者の有する資格について評価を行う。

担当業務分野	評価する技術者資格	評価点
管理技術者	一級建築士	2
総合	一級建築士	2
構造	構造一級建築士	2
設備	設備一級建築士	2

(C) 業務の実施方針

業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、A～Eの5段階を基準に評価する。

評価項目	A	B	C	D	E
業務の実施方針	45	36	27	18	9

評価

A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣る E：優れていない

(D) 課題についての提案

課題に対して、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、役割や責任が明確となっている体制か等）、独創性（工学的知見に基づく独自性、新規性、アピール力、発信力等）を考慮して、A～Eの5段階を基準に評価する。

評価項目	技術提案	A	B	C	D	E
課題についての提案	課題①	45	36	27	18	9
	課題②	45	36	27	18	9
	課題③	45	36	27	18	9

評価

A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣る E：優れていない

## 第2 第二次審査

### 1 特定方法

- (1) 提案書等の特定は、本要領に基づいて提案書等の評価を行い、選定委員の意見交換を経て「2 評価基準」による評価の高い者から順に最優秀者及び優秀者を各1者特定する。なお、
- (2) 各評価項目は、「2 評価基準」により行う。
- (3) 評価の結果、点数が同点の場合は、「優先提案」の点数の優劣により特定する。また、優先提案の点数が同点の場合は、「2 評価基準」の評価項目「業務の実施方針」の点数の優劣により特定する。

### 2 評価基準

提出された提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、評価項目について各選定委員の総合的判断により評価を行う。

- (1) ヒアリング時には、「明確な応答、考えが感じられるか。」、「提案者の熱意が感じられるか。」も含め、各評価項目の評価を行う。
- (2) 提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの内容も含めた各選定委員の意見を基に、各選定委員の専門的視点からの意見交換を行い、それらの意見を踏まえ改めて提案書等の評価を行う。
- (3) 提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定しないこととする。

評価項目	評価基準	技術提案	配点
業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、実現性、独創性等を総合的に評価する。		45
課題についての提案	課題に対して、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、役割や責任が明確となっている体制か等）、独創性（工学的知見に基づく独自性、新規性、アピール力、発信力等）を考慮して総合的に判断する。	課題①	45
		課題②	45
		課題③	45
計			180

業務の実施方針及び課題についての提案については、A～Eの5段階を基準に評価する。

評価項目	技術提案	A	B	C	D	E
業務の実施方針		45	36	27	18	9
課題についての提案	課題①	45	36	27	18	9
	課題②	45	36	27	18	9
	課題③	45	36	27	18	9

評価

A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣る E：優れていない